

旭川市子ども・子育て審議会
令和元年度第2回就学前教育及び保育についての
各種基準の見直しに関する専門部会議事録

- 1 日 時 令和元年5月17日（金）18：30～20：30
- 2 場 所 旭川市役所第二庁舎3階 健康相談室
- 3 出席委員 佐藤委員，宮崎委員，小山委員，石河委員
（欠席委員）佐々木委員
- 4 事務局 子育て支援部
こども育成課 金課長，門脇主幹，土橋補佐，上田補佐
こども育成係 興津主査，陶
保育給付係 一戸，松友
こども事業係 木脇係長，宮崎主査，藤永主査
子ども総合相談センター 村椿所長，池原
- 5 傍聴者 0名
- 6 議事概要

【議事】

（1）調査審議

①「幼児教育の無償化に係る取組への対応等について」

ア 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準の見直しについて

※事務局より「旭川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例」の改正について説明。

※特に質問等はなく，「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準の見直し」については，事務局案のとおりとする。

イ 幼稚園（私学助成）の実費徴収に係る補足給付事業について

※事務局より資料1「幼稚園（私学助成）の実費徴収に係る補足給付事業について」に基づき説明。

説明終了後，各委員から質問・意見等があった主な事項は次のとおり。

（委員）

・保護者から徴収し，実績を市に報告するという事務は，食べた日数がそれぞれ異なる場合もあり，煩雑にならないか。また，就園奨励費補助金では事務費の補助があったが，今回の補足給付事業では事務費がないということによろしいか。

（事務局）

・各幼稚園にはこれから確認させていただくこととしているが、一食当たりの単価で徴収している園では、欠席などにより、児童ごとに提供日数が違っており、食べた回数に単価を乗じた金額を保護者に請求していると思うので、その情報を提供していただくというイメージで考えている。別の資料を作成するなどの事務負担とならないような方法を考えていきたい。

就園奨励費では膨大な量の書類のとりまとめや、補助金を市から園経由で保護者に交付していたため、振込手数料相当ということで事務費補助を行っていた。今回の補足給付は、園を通さずに市から保護者へ直接振り込む方向で考えているため、事務費補助は考えていない。

（委員）

・現在一食当たりの単価で徴収している園が、一月当たりの給食費に変更しても問題はないか。

（事務局）

・一月当たりの給食費の設定とすることに問題はない。その場合、一月分の徴収された給食費の副食費相当分を算出し、保護者の方にお戻しすることを想定している。

（委員）

・副食費の算出の方法は、国からは3パターンほど例示されているが、今後考え方が示されるということによいか。

（事務局）

・国から詳細が示され次第、各幼稚園にお示しする。

（委員）

・各幼稚園で設定している主食費・副食費含めた額を利用回数に応じて、保護者から徴収し、徴収実績を市へ報告するとしているが、主食費を含めた額を報告する意味が分からない。

（事務局）

・市として報告を求めたいのは給食の利用回数であり、補足給付の対象は副食費のみである。

（ 委員 ）

・主食費と副食費の按分は誰がするのか。

（事務局）

・各園で、主食費と副食費の内訳を明確に提示できればよいが、算出できないということであれば、国から示されたいずれかの方法によって、市で算出しようかと考えている。

（ 委員 ）

・現在、国から示されている副食材料費の月額4,500円は、去年の経営実態調査から算出した金額であり、それを幼稚園の開所日数で割るか、保育園の開所日数で割るかによって、230円になったり180円になったりするが、これは一食当たりの副食材料費と言えないのではないか。現在国から示されている副食費の算出の方法では、主食・副食の実態に即したものではなく、もう少し厳密に内訳を求めることはできないのか。

（事務局）

・各園には、副食費相当がいくらになるか今後相談させていただく予定である。

（ 委員 ）

・もう1つお尋ねしたかったのは、夏・冬休みも対象になるのか。長期休業中に登園した子どもに対して給食が提供された場合、補足給付の対象となるのか。

（事務局）

・長期休業中は幼稚園型一時預かりとしての御利用となるが、補足給付の対象となるか今後国に確認してまいりたい。

（ 委員 ）

・長期休業中の考え方は、施設型給付の幼稚園の場合と同じなのか。

（事務局）

・施設型給付の幼稚園における副食費の免除方法は、公定価格上の加算ということで示されているが、この加算がどのような仕組みになるのか、まだ国から示されていない。これまでの公定価格の考え方は、長期休業中を加味して年間の平均にならした単価に設定されているが、副食費の加算における長期休業中の考え方がどうなるのか不明である。

(委員)

・今後、国に確認していただければと考える。

(委員)

・各園の主食・副食の内訳を算出する方法は様々であるが、きちんと確認し、保護者に対して明確に示した上で給食費を徴収することが必要と思う。自園調理の園もあれば、外部搬入の園もあるので、その辺りを市から示していただきたい。

(事務局)

・各園の実情をお聞きした中で、国にも御意見を頂いた部分の考え方について確認してまいりたい。

※「幼稚園（私学助成）の実費徴収に係る補足給付事業」については、事務局案のとおりとする。

ウ 市独自による副食材料費の補足給付事業について

※事務局より資料2「市独自の副食材料費の補足給付事業について」に基づき説明。

※特に質問等はなく、「市独自による副食材料費の補足給付事業」については、事務局案のとおりとする。

エ 一時預かり事業（幼稚園型）の無償化について

※事務局より資料3「一時預かり事業（幼稚園型）の無償化について」に基づき説明。

説明終了後、各委員から質問・意見等があった主な事項は次のとおり。

(委員)

・認定後に就労状況の変化があった場合はどのような事務になるのか。また、求職活動をしている場合も保育の必要性は認められるか。

(事務局)

・就労状況に変化があった場合には変更申請を提出していただくこととなっており、一か月単位程度で変更の認定事務を進めていきたいと考えている。求職活動についても保育の必要性は認められることとなっているが、90日が経過する月末までに限定される。求職活動の取扱いについては、今後国から考え方が示されるものと考えている。

(委員)

・ 預かり保育の無償化上限額が月額11,300円とされているが、上限額に満たない場合、その差額を認可外保育施設の無償化に使うことは可能か？

(事務局)

・ 可能である。

(委員)

・ 無償化に合わせて預かり保育の利用料を無償化上限額に近い水準に値上げする可能性があるのではないか。

(委員)

・ 便乗値上げには、市としてどのように対応するのか。

(事務局)

・ 国では質の向上を伴わない値上げは認められないとしており、消費税増税への対応だとか、人材確保や処遇改善等のためなどの理由がある場合には、認められるものと考えている。

※「一時預かり事業（幼稚園型）の無償化」については、事務局案のとおりとする。

オ 一時預かり事業（一般型）の無償化について

カ 病児・病後児保育事業の無償化について

※事務局より資料4「一時預かり事業（一般型）、病児病後児保育事業の無償化について」に基づき説明。

説明終了後、各委員から質問・意見等があった主な事項は次のとおり。

(委員)

・ 認可保育所等を利用していない保育の必要性のある児童が無償化の対象とされているが、申請時点ではなく、保育サービス利用時点で判断するということでよいか。

(事務局)

・ 利用された時点での判断となる。

(委員)

・ 病児保育事業はタクシーでのお迎えサービスを実施しているが、このサービスも無

償化の対象となるのか。

（事務局）

・無償化の対象となる。

※「一時預かり事業（一般型）の無償化」については，事務局案のとおりとする。

※「病児・病後児保育事業の無償化」については，事務局案のとおりとする。

キ ファミリー・サポート・センター事業の無償化について

※事務局より資料5「ファミリー・サポート・センター事業の無償化について」に基づき説明。

説明終了後，各委員から質問・意見等があった主な事項は次のとおり。

（委員）

・無償化事務を進めていく上で，提供会員の方に不利益が生じることのないようにする必要はある。

（事務局）

・新たに領収書を発行させると負担が増えるため，現在作成している活動報告書に領収書としての内容を追加する方向で考えている。活動報告書には印鑑も捺印していただいている。

（委員）

・今回の無償化は対象範囲が広く，償還払いや現物給付といった給付方法の違いや上限額が設定されているため，分かりやすい説明と担当部局間の連携をよろしく願いたい。

（事務局）

・今後，事業者に対する説明をしていくこととなるが，職員ひとり一人がしっかり説明できるよう，しっかり対応してまいりたい。

（委員）

・利用する保護者も制度が複雑で大変である。無償化になるだろうと思って利用し，知らないうちに上限額を超えて無償化にならなかったということのないようにしなければならない。

(事務局)

・上限額管理はシステム改修により部局をまたがっても把握できるように対応する。
利用者への周知・説明も重要と認識している。

※「ファミリー・サポート・センター事業の無償化」については、事務局案のとおりとする。

ク 施設等利用給付認定について

※事務局より資料6「施設等利用給付認定の概要」について説明。

説明終了後、各委員から質問・意見等があった主な事項は次のとおり。

(委員)

・施設等利用給付認定の3号から2号への切替え時期と満3歳児の無償化について、再度説明願いたい。

(事務局)

・現行の子どものための教育・保育給付認定は、満3歳の誕生日で3号から2号に切り替わるが、施設等利用給付認定では、満3歳の誕生日が属する年度中は3号認定のまま、翌年度から2号に切り替わる。

満3歳の誕生日から無償化になるのは、幼稚園と認定こども園の1号認定であり、保育所、認定こども園の2・3号認定、地域型保育事業、認可外保育施設は、住民税非課税世帯を除き、満3歳の誕生日の翌年度から無償化となる。

※「施設等利用給付認定」については、事務局案のとおりとする。

(2) その他

① その他の意見・質問

(委員)

・1つ釈然としないのは、幼稚園及び認定こども園の1号認定の長期休業期間中の副食の取扱いで、私学助成と施設型給付では違いがある。今後国の説明会があると思うが、是非質問をお願いしたい。

(事務局)

・5月30日の説明会に出席する予定であるため、本部会で質問のあった項目について確認してまいりたい。

②その他

第3回就学前教育及び保育についての各種基準の見直しに関する専門部会について、令和元年5月23日（木）18時30分から開催することとして終了する。